2014年12月号

ホームビジット

冬休(ふゆやす)みの一日を日本の家庭(かてい)で楽(たの)しく過(す)ごしてみませんか

申(もう)し込(こ)んだ順番(じゅんばん)にホームビジット先を決(き)めていきます。

受け入れ人数に限(かぎ)りがありますので、参加(さんか)希望(きぼう)の方は、なるべく早く留学生相談室に来てください。 電話(でんわ)では申し込みができません。参加費(さんかひ)はいりません。

ホームビジットをする日にちは、申し込みのときに相談(そうだん)して決(き)めましょう。

申し込み期間(もうしこみ きかん)

12月1日(月)~12月12日(金)(月·火·木·金 13:30~17:00)

参加(さんか)できる人

大学、専門学校、日本語学校などに在籍(ざいせき)する外国人学生

日本語で日常(にちじょう)会話(かいわ)ができる人

持(も)ってくるもの

在留(ざいりゅう)カード、学生証(がくせいしょう)、健康保険証(けんこう ほけんしょう)

参加した留学生の感想(かんそう)より

- 近くの神社 (じんじゃ) に初もうでに行きました! 家族みんなと交流 (こうりゅう) できてよかった。
- 一日中日本語を話したりするのはちょっと疲 (つか) れたのですが、家族との出会 (でぁ) いは最高 (さい こう) でした。

アルバイト先からもらう「源泉徴収票」をすてないで!

アルバイトで給料(きゅうりょう)をもらっている人は、来年1月に「平成26年分源泉徴収票(げんせん ちょうしゅう ひょう)」と書(か)かれた紙(かみ)を会社(かいしゃ)からもらいます。源泉徴収票には、一年間に会社があなたにアルバイト料(りょう)として支払(しはら)った金額(きんがく)と、所得税(しょとくぜい)として毎月(まいっき)引(ひ)かれていた税金(ぜいきん)の総額(そうがく)が書いてあります。

引かれた税金が多(おお)すぎる場合(はあい)、自分で還付申告(かんぷしんこく)をすると、払(はら)いすぎた税金はもどって来ます。

還付申告には「源泉徴収票」が必要(ひつょう)です。小さな紙なので、なくさないように気をつけてください。還付申告は 1月中ごろから始(はじ)まります。